

2022年度後期対面授業実施における新型コロナウイルス感染拡大予防マニュアル

本学は、新型コロナウイルス感染症拡大のリスクを低減しつつ、教育活動を行うため、下記のような対策を行います。

なお、このマニュアルは、京都府の「大学等における感染症拡大予防のためのガイドライン」、文部科学省の「令和4年度の大学等における学修者本位の授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策の徹底等に係る留意事項について」をはじめとする各種通知をもとに、本学の特性を踏まえた基本的な対策を示すもので、授業内容や活動内容に応じて工夫することを前提としています。

記

1. 学生の授業欠席等に係る配慮

次の理由による場合は自己都合による欠席扱いとはしません。

- 一 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合
- 二 新型コロナウイルス感染症罹患者の濃厚接触者とされた場合
- 三 新型コロナワクチン接種を受ける場合
- 四 京都市又は居住地に、まん延防止等重点措置が実施された場合、又は緊急事態宣言が発出された期間内に、体調不良により欠席した場合

2. 通学・通勤に関する事項

- (1) 毎朝、登校するまでに各自で検温を行い記録してください。
- (2) 発熱やせきなどのかぜの症状等がある場合は、出席・出勤を見合わせてください。
- (3) 帰宅時には、まず手や顔を洗い、できるだけすぐに着替える等してください。

3. 大学到着時や学内施設利用に関する事項

- (1) 建物に入ったら、各自、石けんによる十分な手洗いやアルコール消毒液等による手指消毒を行ってください。
- (2) 室内ではマスクを着用してください。マスクが汚損した場合等で手持ちがないときは、学生は学生課へ、教員は教務課1号館事務室に申し出てください。

4. 講義室での授業に関する事項

- (1) マスクは各自で準備していただき、必ず着用してください。
- (2) 授業（一般の講義室）の教室配当は、各種のオリエンテーションや説明会、複数クラスの合同授業回など、一時的な講義室の利用時を除き、「定期試験時の着席方法による定員以下」とする基準（間隔を空けて着席できる人数）で配当します。間隔を空けて着席してください。
- (3) 授業担当教員は、換気設備を作動したり窓を開けたりしてください。受講者が行っても構いません。

5. 実技・実験・実習に関する事項

- (1) 複数人で共用する物品（道具、器具等）は、清拭消毒を行ってください。
- (2) マスクは各自で準備して着用してください。体育実技におけるマスクの着用方法は、スポーツ庁通知に基づき担当教員から学生に指示してください。
- (3) 体育実技の更衣の際は、教員からの指示により、体育館・武道場・合宿所等に分散してください。また、入退室時にはアルコール消毒液を使用してください。

6. 食堂利用に関する事項

- (1) 食堂利用前に、各自、石けんによる十分な手洗いやアルコール消毒液等により手指消毒を行ってください。
- (2) 食堂及び談話室のテーブルに仕切り板を設置しています。
- (3) 混雑を緩和するため、食堂への入場を制限する場合があります。また、食堂及び談話室の利用に加え、大学会館1階の大集会室、3階の共通演習室を利用できます。
- (4) 2限又は3限に授業がない学生は、2限又は3限の時間帯での利用をお願いします。
- (5) 例年、学期開始当初は食堂が混雑しますので、持参弁当やパンなども検討してください。
(ただし、食中毒等に留意し、要冷蔵でないものを持参するなど、衛生管理を考慮してください。)
- (6) 食事前後であっても、会話する際は必ずマスクを着用してください。食事時の会話は必要最小限にしてください。

7. 学生寮に関する事項

- (1) 居室に入ったらず手や顔を洗い、できるだけすぐに着替える等してください。
- (2) 共用部分の使用は必要最小限とし、使用する場合は、必ずマスクを着用して、人との間隔を十分にとってください。

8. 課外活動に関する事項

- (1) 課外活動団体（クラブやサークル）それぞれにおいて、活動の特性を踏まえた感染拡大予防策を作成して届け出てください。
- (2) 練習等も含めて活動時は参加者を明確に（記録）してください。
- (3) 課外活動施設（クラブ・サークル・学生団体のボックス等）に滞在中、必ず出入り口の扉や窓を開放（可能な限り二方向）し、マスクを着用し、短時間利用、少人数利用など、感染予防対策を徹底してください。
- (4) 公式戦や発表会等に参加する場合は、主催団体が定める感染拡大防止マニュアル等に従って行動してください。
- (5) 課外活動団体に対しては、感染拡大予防に関する通知を別途行います。